

水道事業会計

平成 27 年度湖西市水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成 27 年度湖西市水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	給水戸数	25,200戸
(2)	年間総配水量	6,967,000m ³
(3)	一日平均配水量	19,030m ³
(4)	主要な建設改良事業	配水管布設工事他 布設延長 5,147m

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第 1 款	水道事業収益	1,228,970千円
第 1 項	営業収益	1,120,988千円
第 2 項	営業外収益	107,962千円
第 3 項	特別利益	20千円
支 出		
第 1 款	水道事業費用	1,150,533千円
第 1 項	営業費用	1,064,933千円
第 2 項	営業外費用	84,570千円
第 3 項	特別損失	1,030千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 467,098 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 20,578 千円、当年度分損益勘定留保資金 302,402 千円及び建設改良積立金 144,118 千円で補填するものとする。)

	収	入	
第 1 款 資本的収入			12,766千円
第 2 項 固定資産売却代金			10千円
第 4 項 補助金			0千円
第 5 項 その他資本的収入			12,756千円
	支	出	
第 1 款 資本的支出			479,864千円
第 1 項 建設改良費			315,748千円
第 2 項 企業債償還金			164,116千円
第 3 項 開発費			0千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第 5 条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 107,608千円

（たな卸資産の購入限度額）

第 6 条 たな卸資産の購入限度額は、16,155 千円と定める。

平成 27 年 2 月 19 日提出

湖西市長 三 上 元